

●外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、同条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限として指定するものは、次に掲げる者に係る財務大臣の権限とし、平成十年四月一日から適用し、外国為替管理令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第一項から第八項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件（平成四年五月大蔵省告示第九十号）は、平成十年三月三十一日限り、廃止する。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十六条の二に規定する銀行等（以下「銀行等」という。）のうち次に掲げる者

株式会社みずほ銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社横浜銀行
株式会社北陸銀行
株式会社静岡銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
三井住友信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社
オリックス銀行株式会社
農中信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
株式会社日本カストディ銀行

株式会社S M B C信託銀行
株式会社S B I新生銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社ゆうちょ銀行
信金中央金庫
労働金庫連合会
信用協同組合連合会
日本銀行
農林中央金庫
株式会社国際協力銀行
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行
株式会社整理回収機構
法第二十六条第一項に規定する外国投資家による同条第二項に規定する対内直接投資等により設立された銀行
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店
二 前号に掲げる銀行等以外の銀行等であって財務大臣が自らその権限を行うものとして別途指定する者
三 銀行等以外の者であって財務大臣が自らその権限を行うものとして別途指定する者